





◇労働者の募集や求人申込みの制度が変わります◇

職業安定法の改正が行われます (H30年1月1日施行)

- 1 求人募集の際に最低限明示しなければならな い労働条件が追加されます
- ・試用期間の有無、ある場合はその期間
- 労働者を雇用する者の氏名又は名称
- ・派遣労働者である場合は「派遣労働者である」 こと
- ・裁量労働制を採用している場合は「裁量労働制 で〇時間働いたものとみなされる」という明示
- 固定残業制の場合、基本給の金額、固定残業手 当の金額と○時間分であるか、○時間を超える場 合追加で支給されること

基本給 00円 (例)

固定残業手当 △△円(●時間分の時間外手当、

●時間を超える時間外労働分は割増賃金で追加 支給)

2 求人募集の際の条件と変更となる場合に、変 更内容の明示をしなければなりません 当初の明示と

- 異なる労働条件を提示する場合
- ・ 範囲内で特定された労働条件を提示する場合 (例) 基本給25万~30万 ⇒ 28万で決定
- 明示していた労働条件を削除する場合 (例) 営業手当5万円 ⇒ 手当なし
- 明示していなかった労働条件を新たに提示 (例) 手当なし ⇒ 営業手当5万円 ※変更点をわかりやすく明示(変更前後の書面交 付等)することが必要です。

内容を変更した後、労働者が労働契約 を締結するかどうかを考える時間を確 保するようにしなければなりません。 変更した理由も適切に説明することが 必要になります。



◇転職決定者にきく「入社の決め手」アンケート結果より◇

転職エージェントサービスを展開する(株)リクルートキャリアが実施した、今年1月~7月までに転職を した方へのアンケート結果によると、「入社の決め手」となった点の上位3項目は、

- ① 経験やスキルが活かせる
- ② やりがいのある仕事に携われる
- ③ 新しいキャリアを身につけられる、成長が期待できる

となり、「年収があがる」「会社の規模が大きく知名度がある」という項目よりも高い結果となりました。 また、男女別で見た時には、「勤務時間・休日休暇等が希望にあっている」という項目は、男性よりも女 性の方が20ポイント以上も高い結果となりました。

☆転職希望者は、転職先で自分のキャリアを活かしたい、伸ばして行きたいと考えていることがわかります。 うちの会社はこんな研修制度がある、キャリアアップのためにこんなことをしている、という取組をすでに 行っている場合は、採用活動の際に積極的に説明していくとよいですね。また、この機会に社員教育や中長 期的なキャリアアップについて、社内で整備することを検討してみてはいかがでしょうか。

☆家事や子育て、介護など、まだまだ女性が担い手となっている場合が多く、「勒務時間や休日が希望に 合っている」という点を入社の決め手とした人が、男性よりも女性が大幅に上回っていました。多様な勤務 に対応できるようにすることも、これからさらに企業に求められていると言えます。またアンケートの結果 を見ると、まだまだ女性が限定的な勤務条件で働いていることもわかります。

今後も人材不足の状況は続いていきます。今回のアンケート結果には、今後企業がどのように人材を確保し ていくかのヒントがたくさんありました。興味のある方は、ぜひ全体版もご覧になってみてください。 (リクルートキャリア アンケート 2017.11.22)

> ☆人事労務のご相談 ☆人事制度策定支援 ☆就業規則作成 ☆労働・社会保険手続代行 ☆助成金申請代行 発行者: 社会保険労務士法人 事業創造パートナーズ 渡辺 稔・塚田 由起子(毎月1回発行)

> > 〒951-8063 新潟市中央区古町通5番町608番地アーバン・ヴィラ2F

Tel 025-224-4155 Fax 025-224-4145 E-mail office@ijgyosouzou-pt.com

ホームページ

事業創造パートナーズ で検索! ※お気軽にご相談ください